

2026年2月13日

株式会社トヨタエナジーソリューションズ

災害救助法の適用に伴うトヨタでんきの支援措置について

このたびの令和8年1月21日からの大雪により被災・避難された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

トヨタエナジーソリューションズは、『トヨタでんき』について、災害救助法が適用された地域のお客さまを対象に、支援措置を実施します。

今後、災害救助法の適用地域が追加された場合、同様の措置を拡大します(注1)。災害救助法の適用地域の最新情報は、[内閣府のホームページ](#)でご確認ください。

【災害救助法適用地域】

青森県：青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、板柳町、鶴田町、野辺地町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、中泊町、六ヶ所村

秋田県：能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、小阿仁村、藤里町

山形県：新庄市、舟形町、鮭川村、尾花沢市、大石田町、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、戸沢村、小国町

新潟県：小千谷市、魚沼市、長岡市、上越市

1. 電気料金の支援措置

(1) 基本料金または最低料金の減免

災害救助法が適用された地域および隣接する市町村において、被災されたお客さまが、ご自宅から避難されるなどのご事情で当社が提供するトヨタでんきを全くご利用いただけなかった場合（注2）、お客さまからのご申告により、ご利用いただけなかった期間の基本料金または最低料金を減免します。

ご申告期間	2026年2月1日～2026年2月28日
-------	----------------------

(2) ご利用料金の支払い期限の延長

被災されたお客さまが、当社が提供するトヨタでんき（注3）をご契約の場合、ご利用料金の支払い期限を延長します。ただし、請求書送付先が災害救助法適用地域のお客さまを対象とさせていただきます。

延長期間	2026年1月ご請求分の支払い期限を2026年2月28日まで延期
------	----------------------------------

2. お客さまからのお問い合わせ先

トヨタでんきサポートセンター フリーコール：0120-959-995

（携帯電話/一般電話から 10:00～19:00、年中無休/通話料無料）

（注1）災害救助法の適用発表時に、既に同法が適用されている地域への継続支援が同時に発表された場合は、当該地域の措置期間を延長します。

（注2）当社が提供するトヨタでんきをご利用いただけなかった期間は、実際に避難されていた期間となります。なお、当該期間は、電気使用量などを元に確認させていただきます。

（注3）トヨタでんきのお支払いについて、当社が提携している KDDI からの請求書を窓口でお支払いいただいている場合に限り、口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまについては、自動的に口座引落としとなることから対象外となります。